条約

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第十六号

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定

前文

この協定の締約国は、

二千十六年二月四日にオークランドで作成された環太平洋パートナーシップ協定（以下「ＴＰＰ」という。）の前文に規定する事項を再確認すること、

この協定を通じてもたらされるＴＰＰの利益並びにＴＰＰ及びこの協定の戦略上及び経済上の意義を迅速に実現すること、

開放された市場を維持し、世界貿易を増大し、並びにあらゆる所得及び経済的背景の人々に新たな経済的機会を創出することに寄与すること、

締約国間の一層の地域的な経済統合及び協力を促進すること、

地域における貿易の自由化及び投資の促進のための機会を増大させること、

企業の社会的責任、文化的な同一性及び多様性、環境の保護及び保全、性の平等、先住民の権利、労働者の権利、包摂的な貿易、持続可能な開発並びに伝統的な知識を促進することの重要性並びに公共の利益のために締約国が規制を行う権利を有することの重要性を再確認すること並びに

他の国又は独立の関税地域のこの協定への加入を歓迎することを決意して、

次のとおり協定した。

第一条　環太平洋パートナーシップ協定の組込み

1　締約国は、二千十六年二月四日にオークランドで作成された環太平洋パートナーシップ協定（ＴＰＰ）（第三十・四条（加入）、第三十・五条（効力発生）、第三十・六条（脱退）及び第三十・八条（正文）を除く。）の規定が、この協定の規定に従い、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すことをここに合意する（注）。

注　この協定の規定は、この協定の非締約国に対していかなる権利も与えるものではない。

2　この協定の適用上、ＴＰＰにおける署名の日については、この協定の署名の日を意味するものとする。

3　ＴＰＰが効力を有する場合において、この協定とＴＰＰとが抵触するときは、その抵触の限りにおいて、この協定が優先する。

第二条　特定の規定の適用の停止

締約国は、この協定の効力発生の日に、この協定の附属書に掲げる規定の適用を停止する。締約国は、これらの規定のうち一又は二以上の規定の適用の停止を終了させることに締約国が合意する時まで、当該規定の適用を停止する（注）。

注　適用の停止を終了させるための締約国によるいかなる合意も、一の締約国の関係する国内法上の手続の完了後にのみ、当該締約国について適用する。

第三条　効力発生

1　この協定は、この協定の署名国のうち少なくとも六又は少なくとも半数のいずれか少ない方の国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後六十日で効力を生ずる。

2　この協定は、1の規定に従ってこの協定が自国について効力を生じていないこの協定の署名国については、当該署名国が自国の関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後六十日で効力を生ずる。

第四条　脱退

1　締約国は、書面により寄託者に対して脱退の通告を行うことにより、この協定から脱退することができる。脱退する締約国は、同時に、ＴＰＰ第二十七・五条（連絡部局）の規定に従って指定される総合的な連絡部局を通じて、他の締約国に対して自国の脱退を通報する。

2　脱退は、締約国が異なる期間について合意する場合を除くほか、いずれかの締約国が1の規定に従って書面により寄託者に対して通告を行った後六箇月で効力を生ずる。この協定は、いずれかの締約国が脱退する場合には、残余の締約国について引き続き効力を有する。

第五条　加入

国又は独立の関税地域は、この協定の効力発生の日の後、締約国と当該国又は独立の関税地域との間で合意する条件に従ってこの協定に加入することができる。

第六条　環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の見直し

締約国は、ＴＰＰ第二十七・二条（委員会の任務）の規定を適用するほか、ＴＰＰの効力発生が差し迫っている場合又はＴＰＰが効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ、この協定の改正及び関係する事項を検討するため、この協定の運用を見直す。

第七条　正文

この協定は、英語、スペイン語及びフランス語をひとしく正文とする。これらの本文の間に相違がある場合には、英語の本文による。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十八年三月八日にサンティアゴで、英語、フランス語及びスペイン語により作成した。

附属書

1　第五章（税関当局及び貿易円滑化）中次に掲げる規定
第五・七条（急送貨物）1(f)第二文の規定

2　第九章（投資）のうち次に掲げる規定
(a)　第九・一条（定義）中次に掲げる規定
(i)　「投資に関する合意」の定義（注を含む。）に係る規定
(ii)　「投資の許可」の定義（注を含む。）に係る規定
(b)　第九・十九条（請求の仲裁への付託）のうち次に掲げる規定
(i)　第九・十九条（請求の仲裁への付託）1中次に掲げる規定
(A)　第九・十九条（請求の仲裁への付託）1(a)(i)(B)（注を含む。）の規定
(B)　第九・十九条（請求の仲裁への付託）1(a)(i)(C)の規定
(C)　第九・十九条（請求の仲裁への付託）1(b)(i)(B)の規定